

令和4年11月25日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

日医通知「オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（協力依頼）」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。このたび日本医師会より標記の件につきまして周知依頼がありました。内容は以下の通りです。

新型コロナウイルス感染症について、この秋・冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されており、国においては、オミクロン株対応ワクチンについて、希望する全ての対象者が年内に接種を受けることができるよう、接種体制の確保や周知・広報に取り組んでいるとしています※①。

オミクロン株対応ワクチンは、初回接種を完了した12歳以上の全ての者が接種対象ですが、一方、児童生徒へのワクチン接種については、本人や保護者の判断が尊重されるべきであり、その判断に当たっては、接種対象の範囲、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要であることを示しております※②。

これまで、厚生労働省が作成したワクチン接種に関する情報については、学校等を通じて保護者等に示されてきました※③。

今回、これまでの対応に加え、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携し、学校の教職員に過度な負担が生じないように留意しつつ、地域の実情に応じた取組を進めるよう、各都道府県教育委員会等に対し関係省連名で事務連絡が発出されており、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課および厚生労働省健康局予防接種担当参事官室より日本医師会に対し周知依頼があり、それを受けて本会にも通知が参っております。

つきましては、貴会でもご了知いただくとともに、会員への周知方をよろしくお願いします。

なお、国が都道府県や市町村等の保健衛生部局や教育委員会へ示した連携の取組例に、「学校医（医師会）に依頼し、学校医等から保護者への説明の機会を提供」とあります。

今回、参考資料として、日本小児科学会が出している「生後6か月以上5歳未満の小児への新型コロナウイルスワクチン接種に対する考え方」を文部科学省より添付されてきましたので、併せてご案内します。

※① 令和4年11月16日付、大阪府医師会より郡市区医師会に発出

医療機関等の従業員等に対するオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進につ（依頼）

※② 令和4年9月13日付、大阪府医師会長より郡市区等医師会長に発出

日医発出「①新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」および「②新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」の送付について

※③ 令和4年11月1日付、大阪府医師会長より郡市区等医師会長に発出

日医通知『文部科学省発出』「生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について」の送付について

(事務局：地域医療1課【学校医部会】 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp